

# 令和2年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月4日(木) 13時27分から14時07分

2. 開催場所 基幹集落センター2階ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一			
会長職務代理	7番	森安	正			
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一
	8番	宗石	和彦	9番	西村	広幸
	11番	山崎	彰	12番	三木	克司
	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓
	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣
				3番	横山	実男
				6番	堤	昭雄
				10番	西岡	久
				13番	上島	陽子
				16番	三谷	富重

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	下減面積の設定について
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時27分) 皆さん、こんにちは。ちょっと早いですけど、全員お揃いですので、農業委員会を進めたいと思います。コロナウイルスの関係でですね、今回につきましても推進委員さんには出席をいただけていません。農業委員さんだけの、今日は会ではありますが、来月はですね、全員で会を進めていきたいという思いをもってますが、極端に感染が広がったりするとどうなるかはわかりませんが、そういう予定をしております。7月になれば皆さん方と懇親会もまた歓送迎会も行いたいという思いもしてましたけれども、もう1ヶ月様子を見てですね、8月から先という思いもしてます。8月になりますと早生地帯の稲刈りというふうなことと重なりますので、若干無理があるかもわかりませんが、予定通りいくかどうかはわかりませんが、計画はしておりますので、よろしくお
---	---	--

願いたいと思います。

それぞれ皆さん方お忙しい中をご出席いただきまして有難うございました。令和2年の第6回の農業委員会の会をただ今より開催をしたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

それでは議案に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いしたいと思います。

本日皆さん方に議案書はいつてますが、訂正箇所はございませんのでよろしくお願いをしたいと思います。本日の議事録の署名人は山崎委員、三木委員にお願いをしますのでご両人よろしくをお願いをしたいと思います。議案の中で3条のですね、2名の方が退席をいただかねばということもありますけれどもその都度説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

それでは議案につきまして、第1号の説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字水戸1667番、地目は畑、面積は337㎡、外4筆、計5筆で合計面積2,184㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は1,297㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり366,300円で総額800,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日ノ御子字土居川375番1、地目は田、面積は1,401㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は5,825㎡、譲渡理由は経営縮小、譲渡理由は隣接地の取得、資料は2で10a当たり700,000円で総額980,700円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字柳ノ本118番4、地目は畑、面積は163.27㎡、外1筆、計2筆で合計面積404.27㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は3,543.3㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は農家創設、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町葦生野字西ヲソバ109番、地目は田、面積は441㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は18,784㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり907,000円で総額400,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字小松ヶ瀬846番、地目は田、面積は942㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は2,139㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり112,696円で総額106,160円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木字大門129番1、地目は田、面積は160㎡、外1筆、計2筆で合計面積998㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は7,458㎡、譲渡理由は農業廃止、譲渡理由は隣接地の取得、資料は6で10a当たり100,200円で総額100,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大枒字中ノ澤1372番、地目は畑、面積は477㎡、外1筆、計2筆で合計面積995㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は17,626.87㎡、譲渡理由は農業廃止、譲渡理由は隣接地の取得、資料は7で10a当たり300,000円で

総額298,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。

続いて補足説明を致します。写真資料の3-1から見ていただいて、こちら梅久保の農地になるんですが、前回、この方他の農地を3条で■■■■さんから■■■■さんが購入をされてるんですけどもこの2筆については登記地目が宅地、あと現況が山林のところがあったんですけども、こちらも農地として梅を植えてですね、耕作するというので、資料の3-4に農地の復旧計画書をつけてあります。118番4についてはですね、今年草刈を行いまして来年の3月に梅を定植をしていくというふうになっております。山林になっている121番についてはですね、今年草刈等と伐採を順次行っていきまして3月に定植ということで5年に亘っての計画になっております。今回の売買については前回3条で出た農地とですね、この2筆と外に宅地とか山林の部分があるんですけども、それを含めて裁判所の審判によって■■■■さんが購入されるということになっております。以上です。

議 長 はい、議案第1号につきましてですね、説明がありましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、2番と7番でしたかね、それぞれ関係者がおりますので、2番の■■■■さんのを先に審議をしたいと思いますので、■■■■さん、退席を願えますか。

————■■■■委員退席————

議 長 それでは2番につきまして、ただ今より、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はないでしょうか。  
これ誰が田植えしちゅうが。■■■■さんがしちゅうが。写真で田植えしちゅう。

事 務 局 これは■■■■さんが。

議 長 何かご質問有りませんか。

————質 疑 な し————

議 長 格段無ければですね、採決に入っていきたいと思いますがご異議ございませんかね。

————異 議 な し————

議 長 はい、それでは2番の■■■■さんの案件について賛成の方の挙手をお願いします。

————全 員 挙 手————

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
■■■■さん、入っていただいでください。

————■■■■委員入席————

————■■■■委員退席————

議 長 続きまして、7番の案件につきまして、■■■■さんの案件につきまして審議を

したいと思います。

7番の案件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは7番の案件につきまして賛成されます方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

———            委員入席 ———

議 長 お2人の案件につきましてははですね、ご承認をいただきましたのでご報告をしておきます。

それでは引き続きまして全般的に皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが何か質問は有りませんかでしょうか。

事務局、すいません、資料3-4の営農計画書の中の下の方に農地復旧計画の下にかっこの中に機械のリース費と書いて万円まではあるけれども金額が載ってないということは機械をリースをしてないということでそういうふうな判断ですか。わざわざ書きちゅうき、何万円か入るろうか

事 務 局 そうですね、機械について、チェーンソーはお持ちということで、あと一緒にやる方がおいでまして臨時雇用とか出てますが。ゆくゆくは法人とかにしたいという意向もあるようでして、この梅久保、そうですね、機械についてはこれ以上の情報は持ってないです。

議 長 わかりました。他に何かご質問は有りませんかね。

——— 質 疑 な し ———

事 務 局 格段無いようですが、議案第1号につきまして採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の案件による許可申請について原案通り賛成の方の挙手を求めます。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による取消報告についての説明をお願いします。



令和2年5月11日、解約理由は売買のためです。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。2番と3番、  
[ ]って人は同一人物ですか。

事務局 同一人物です。

議長 一か所は[ ]に住所があり、もう一つは[ ]ということになるろう  
と思うんですが。

事務局 普段はこの[ ]の住所に。

議長 [ ]に住所をおいちゅう意味は。

事務局 ちょっとわかりません。

議長 わかりました。  
何かご質問は有りませんか。

———質疑なし———

議長 格段無いようですのでこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさ  
せていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。  
それでは続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届け出の報告につ  
きまして説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第4条届出報告について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町秦山町3丁目67番1、地目は田、面積は856  
㎡、申請者、[ ]、[ ]、転用目的は駐  
車場、資料は8で、調査員は事務局公文です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、議案第4条の規定による届出の報告ですが、  
この件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問  
は有りませんか。  
市街化区域内の土地であってですね、駐車場にされるということですね、  
航空写真を見ますと現況も駐車場になっておるようにも見受けられますが、こ  
こは何か工事はしてました。更地にする工事をしてですね、一回区画をまた切  
り直して線を引いて駐車場にするんじゃないかなと思いをしていますけれども、  
何かご質問は有りませんか。

———質疑なし———

議長 格段無いようですので、議案第4号につきましてもですね、報告案件ですの  
で報告のみとさせていただきます。続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届け出の報告につ  
きまして説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石畑99番、地  
目は田、面積は839㎡、外2筆、計3筆、合計面積1,614㎡ 譲渡人、  
[ ]、[ ]、譲受人、[ ]

、転用目的は土砂置場、資料は9で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸162番1、地目は田、面積は769㎡、実測1,139.38㎡外3筆、計4筆、合計面積3,112㎡、実測で2,639.43㎡です。譲渡人、

、譲受人、  
、転用目的は  
、資料は10で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸476番10、地目は田、面積は98㎡、譲渡人、  
、譲受人、  
、転用目的は木造スレート葺2階建住宅1棟、資料は11で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より、議案第5号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんか。  
公文君、10-3の写真の上の写真の赤線の。

事 務 局 補足説明をします。  
資料の10-3をお願いします。③の上の写真の真ん中に赤線が伸びてますが、前回と前々回の許可で③の写真の右上に見える家の前にですね、道を付け替える計画となっております。写真の右上の塀とですね、この黄色の線の間に付け替えられるという計画となっております。以上です。

議 長 はい、わかりました。これはたぶん建設課というか、財産を売って買うというか、付け替えというか、許可になっちゃうがやない。役場の中で。

事 務 局 そうですね、許可になって開発許可も出て、今工事が進んでおります。

議 長 はい、わかりました。  
他に何かご質問は有りませんかね。  
全てが市街化区域内の中のを宅地化をしていくというふうなことでするので各段問題は無いと思いますが、1番については土砂置場最終的にはどうなる。

事 務 局 最終的にはちょっとどうなるかまではちょっと確認は取れてませんが、今現状はですね、整地をしてるような感じに見えます。

議 長 赤土を盛っちゃう、なんか。最終的には元へ戻すというわけじゃないよね。宅地化するね。

事 務 局 おそらくそうです。  
後ろの田もあるので。資料9-1の下の写真を見ていただくと、その計画区の南側の農地があるので何か一緒に考えている可能性はあるのではないかと思います。

議 長 この辺り全部市街化区域。

事 務 局 市街化区域です。

議 長 これからちょっと東へ行くところと図書館が出来る予定地があらあね。

事 務 局 この右、写真の。

議 長 あそこは全部調整区域って言わざった。

事 務 局 調整区域です。

議 長 線引きの線が妙にわからん。土讃線を東へ越したら市街化区域よね。

事 務 局 資料9の上の住宅地図を見ていただくと、ちょうどですね、鏡野用水が左の上から青い水路が来てると思うんですけど、これがたぶん境くらいになってると思います。

議 長 線のことについては香美市の方でかちっと調査しちゃうと思うんで。このことについては市街化区域ということで、問題は無いということで判断したいと思えますし、仮にここが調整区域であればですね、南側の土地の人の承諾をもらわなあかんけども市街化区域であれば必要性が無いと考えてえいわけ、農業委員会としては、  
鏡野用水の青線が通っちゃあね。左の北の方から来て、ずっと南へ来て赤く塗っちゃうところの隣が青線が通っちゃあね、水路の、これが鏡野用水。

事 務 局 そうです。はい。

議 長 これを境に右側が農業振興地域っていうか市街化区域との線の境。

事 務 局 はっきり線がこれとは言えないですけど、この三角っていうかね、線路となってる場所は調整区域です。ここへちょうど家のある隣へですよ、図書館が建設される予定ですけど。

議 長 それは図書館やろ。

事 務 局 調整区域です。

議 長 図書館の場合は調整区域でもですね、許可になると思うけども、現在申請が出ちゃう場所について市街化区域内のことであればですね、農業委員会が各段どうこう言うことはないと思えますので、報告案件になっちゃうとお思いますのでご理解をいただきたいと思えます。それでは皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思えますが、何か有りませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、議案第5号につきましてはですね、報告のみとさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。  
続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 9ページになります。議案第6号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。  
1番、新規設定です。土佐山田町楠目の農地、791㎡を■■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で期間は5年となります。  
2番も、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地2,199㎡を■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年となります。  
続きまして10ページにいきます。3番、再設定です。土佐山田町楠目の農地



3筆、合計6,346㎡を、2番と同じ[ ]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番、新規設定です。土佐山田町佐野の農地、合計4筆を、2,601㎡になります。[ ]さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

続いて11ページにいきます。5番、新規設定で、土佐山田町古町と岩積の農地2筆、合計1,851㎡を、4番と同じ[ ]さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は同じく5年です。

6番、再設定になります。土佐山田町中野の農地2筆、合計3,052㎡を[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は15年です。

12ページに移ります。7番、再設定で、土佐山田町須江の農地3筆、合計2,477㎡を、[ ]さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で、期間は1年です。

8番も再設定です。土佐山田町杉田の農地2筆、合計1,917㎡を、[ ]さんが借り受け、青ネギを栽培します。こちらは使用貸借権で、期間は10年となります。

次に13ページにいきます。9番は新規設定です。土佐山田町佐古藪の農地、1,572㎡を、同じく[ ]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃借権で、期間は5年となります。

10番、再設定です。香北町中谷の農地、280㎡を、[ ]さんが借り受け、こんにゃくを栽培します。こちら使用貸借権で、期間は3年となります。

14ページに移ります。11番、こちらも再設定です。香北町菰生野の農地、1,375㎡を、[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は10年となります。

12番、再設定です。香北町菰生野の農地、1,497㎡を、11番と同じ[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、こちらも期間は10年となります。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、議案第6号の香美市農用地利用集積計画についてですね、質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。  
それぞれ、地域の皆さん方の借りられる農地の関係する人の特に何かご質問があれば受けたいと思いますが、有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので議案第6号につきまして、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは議案第7号その他の件につきまして事務局の方から何か有りますかね。無し。各段無いようですので、ここで一旦少しだけ休憩をしておいて、農地利用最適化推進意見交換会を開催をしたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

それでは少しの間、休憩をしたいと思います。また、マイクの方で開会になったら声を掛けますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時07分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 三 木 克 司 (三木)

署 名 人 山 崎 彰 (山崎)